平成２３年（フ）第１６２４号
東京都清瀬市旭が丘５丁目４番１―202号
債務者　榊原　賢一
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１５５８号
東京都青梅市河辺町９丁目７番地の１霞台第１住宅８―508
債務者　宮川　　登
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３１３１号
横浜市南区永田南２丁目６番４号
債務者　榎本　信行
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７７３３号
東京都足立区保木間２丁目29―７―407
債務者　高木まゆみ
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７７４号
東京都墨田区緑１丁目13―12
債務者　佐藤　博俊
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９１０号
千葉県千葉市花見川区花見川３―14―203
債務者　大瀬　順也
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７９４８号
東京都狛江市猪方１丁目３―17―103
債務者　幸本　秀樹
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３１８号
北海道帯広市西10条南９丁目５番地８　第２ウエストビル304
債務者　成川　　舞
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
北海道帯広市西16条南１丁目24番17号　コミュニティジョイぱすてる館105号
債務者　岡田　　悟
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３３０号
北海道帯広市西１条南15丁目２番地１　伊藤宝飾ビル203号室
債務者　三島　麻紀
1　決定年月日時　平成23年12月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１５６１号
東京都八王子市東浅川町979番地６パルム21　203号
債務者　天野　瑞枝（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６２５号
東京都武蔵村山市榎２丁目88番地の７サニーヒルマンション302号
債務者　北島　　聡
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６２６号
東京都武蔵村山市榎２丁目88番地の７サニーヒルマンション302号
債務者　北島　佳代（旧姓中村・長谷川）
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６２８号
東京都昭島市中神町1136番地８
債務者　松本こずえ
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１６４０号
東京都立川市錦町１丁目６番26号ラ・シード立川セレンシア803号室
債務者　町屋　裕子
1　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部